

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年12月28日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第76号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第5条の表変則勤務手当の款クリーンセンターに勤務する職員の項中「午後8時30分から翌日の午前9時30分までの機械炉関連業務（以下「深夜機械炉関連業務」という。）」を「11時間以上勤務し、かつ、深夜に機械炉関連業務」に、「深夜機械炉関連業務に」を「深夜に機械炉関連業務に」に改める。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)